

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○地籍調査に関する事業計画(六七六・農山村振興課)……………	1
○平成十八年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会(六七七・農畜産振興課)……………	1
○平成十八年度職業訓練指導員試験の実施(六七八・雇用労働政策課)……………	1
○道路区域の変更(六七九・道路課)……………	5
○河川区域の変更による廃川敷地等(六八〇・河川砂防課)……………	5
○建築基準法による道路位置の指定(六八一・山本地域振興局建設部)……………	5
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(六七)……………	6
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七八)……………	6
人事委員会規則	
○人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	6

告示

秋田県告示第六百七十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十八年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十八年九月十五日

- 一 調査を行う者の名称
- 秋田県知事 寺田 典城
- 由利本荘市

示

- 二 調査地域
- 由利本荘市大築・滝ノ沢・矢島町川辺・矢島町城内・矢島町荒沢・矢島町木在・東由利田代・東由利館合字水上ほか六十八字
- 三 調査期間
- 平成十八年五月九日から平成十九年三月三十一日まで

秋田県告示第六百七十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十八年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。

平成十八年九月十五日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 講習の期日及び場所
- (一) 期日 平成十八年十月三十日(月)から同年十一月二十二日(水)まで
- (二) 場所 大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番三 農林水産技術センター畜産試験場
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を有する者、若しくは同講習会を終了し修業試験に合格した者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しない者
- 四 受講定員 十五名
- 五 受講に必要な書類
- (一) 受講願書
- (二) 履歴書
- 六 受講願書用紙の交付
- (一) 期間 土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。以下同じ)を除き、平成十八年九月二十二日(金)から同年十月二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所
- 七 受講願書の受付
- (一) 期間 土曜日、日曜日及び休日を除き、平成十八年九月二十二日(金)から同年十月二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所

- 八 在地を管轄する家畜保健衛生所
- 八 受講に要する経費
- (一) 額 五万五千元
- (二) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
- 九 講習についての問い合わせ先
- 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八一八六〇一八〇九)

秋田県告示第六百七十八号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり平成十八年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十八年九月十五日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時 平成十八年十一月十七日(金)午前九時
- (二) 場所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田技術専門学校職業訓練センター
- 二 実施免許職種
- (一) 学科試験を実施する免許職種
- 機械科
- 建築科
- 塗装科
- (二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種
- (一) 以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種
- 三 試験科目
- (一) 学科試験を実施する免許職種

機械科	一 指導方法
免許職種	学科試験の科目
	(一) 職業訓練原理
	(二) 教科指導法
	(三) 訓練生の心理
	(四) 生活指導

<p>建築科</p> <p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科</p> <p>(1) 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規)</p> <p>(2) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p> <p>(二) 専攻学科</p> <p>(1) 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画)</p> <p>(2) 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算)</p> <p>(3) 材料(建築用材料)</p>	<p>塗装科</p> <p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科</p> <p>(1) デザイン(文字 構成 色彩 模様)</p> <p>(2) 塗装一般(塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規)</p> <p>(3) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p> <p>(二) 専攻学科</p> <p>塗装法(金属製品塗装法 木工製品塗装法)</p>
---	--

<p>法 建築物塗装法 試験法 材料 仕様及び積算)</p>	<p>(二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 受験資格</p>	<p>資格</p>	<p>免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者</p>	<p>長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者</p>	<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者</p>	<p>必要とする実務経験年数</p>	<p>不要</p>	<p>一年以上</p>	<p>二年以上</p>	<p>一年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>三年以上</p>	<p>五年以上</p>
--------------------------------	--	-----------	--------------------------------------	---	----------------------------------	------------------------------------	---	---	--	---	-----------------------------------	--------------------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

<p>厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>(一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者</p> <p>(二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者</p> <p>(三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者</p> <p>(四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者</p>	<p>免許職種に関する実務経験のみの者</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)によるボイラー溶接士免許を有する者</p>	<p>建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者</p>	<p>高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者</p>	<p>電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者</p>	<p>電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者</p>	<p>不要</p>										
---	---	-------------------------	----------------------------------	---	--	---	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

技術者の免状を有する者	航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)による電気機器国家試験の合格証を有する者	不要
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	不要	
電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	不要	
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不要	
自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不要	
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不要	
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又	不要	

は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	不要	
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不要	
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不要	
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不要	
医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有する者	不要	
公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三三号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和	不要	

二十八法律第四百三十三号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不要
情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不要	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不要	
この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十三年四月八日労働省告示第三十八号)に定める者	この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十三年四月八日労働省告示第三十八号)に定める者	不要
(一) 成年被後見人又は被保佐人	(一) 成年被後見人又は被保佐人	
(二) 禁こ以上の刑に処せられた者	(二) 禁こ以上の刑に処せられた者	
(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者	(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者	
実技試験及び学科試験の免除	実技試験及び学科試験の免除	
実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。	実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。	
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関する、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者	免許職種に関する、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連

<p>(ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。)</p> <p>免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者</p>	<p>他<small>の</small>免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実施職種</p>	<p>免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科</p>
<p>免許試験の全部</p>	<p>免許試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>	<p>実技試験の全部</p>		<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)</p>

<p>に合格した者</p> <p>系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p> <p>免許職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>免許職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>免許職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>同表の免除の範囲の欄に掲げる試験</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>六 受験申込みに必要な書類</p> <p>(一) 受験申請書</p> <p>(二) 添付書類</p> <p>(1) 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通</p> <p>(2) 写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 一枚</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 一通</p> <p>七 受験申請用紙の交付</p> <p>(一) 期間</p> <p>平成十八年九月二十五日(月)から十月十二日(木)まで</p> <p>(二) 場所</p> <p>交付場所</p> <p>所在地</p> <p>秋田市山王四丁目一番一号</p> <p>産業経済労働部雇用労働政</p>	

<p>策課</p> <p>秋田県立鷹巣技術専門学校</p> <p>秋田県立秋田技術専門学校</p> <p>秋田県立大曲技術専門学校</p> <p>鹿角地方職業能力開発協会</p> <p>大館北鹿職業訓練協会</p> <p>北秋田職業訓練協会</p> <p>能代職業訓練協会</p> <p>本荘由利職業訓練協会</p> <p>大曲仙北職業訓練協会</p> <p>横手地方職業能力開発協会</p> <p>(県庁五階)</p> <p>北秋田市綴子字街道下百九十一番地</p> <p>秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三</p> <p>大仙市大曲川原町二番三十号</p> <p>鹿角市尾去沢字上山二百十四番地</p> <p>大館市有浦三丁目六番二十二号</p> <p>北秋田市花園町十五番一号</p> <p>能代市扇田字柑子畑一番二十号</p> <p>由利本荘市石脇字田尻三十番地</p> <p>大仙市大曲田町三番一号</p> <p>横手市前郷字下三枚橋百六十七番地</p>	<p>八 受験申請書の受付</p> <p>(一) 期間</p> <p>土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成十八年九月二十五日(月)から十月十二日(木)まで</p> <p>(二) 場所</p> <p>郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。</p>	<p>九 受験手数料</p> <p>(一) 額</p> <p>受付場所</p> <p>所在地</p> <p>産業経済労働部雇用労働政策課</p> <p>秋田県立鷹巣技術専門学校 (県庁五階)</p> <p>秋田県立秋田技術専門学校</p> <p>秋田県立大曲技術専門学校</p> <p>秋田県立大曲技術専門学校</p> <p>北秋田市綴子字街道下百九十一番地</p> <p>秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三</p> <p>大仙市大曲川原町二番三十号</p>
--	---	---

- (一) 学科試験 三千百円
- (二) 納付方法
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。
- (三) 合格判定の基準
指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は合格とする。

- (四) 指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- (五) 系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。
- (六) その他
試験結果の発表
平成十八年十二月七日付け書面を発送し、受験者に通知する。

- (七) 試験についての問い合わせ先
産業経済労働部雇用労働政策課
(電話〇一八八六〇一三三二二)
- 秋田県告示第六百七十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年九月十五日
秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧				
野崎十文字線	野崎十文字線	横手市十文字町字海道下四六番三地先から三三番一五地先まで	横手市十文字町字海道下四六番三地先から二三番一地先まで	一一・〇〇〇〜一一・〇〇〇	〇・〇二四
野崎十文字線	野崎十文字線	横手市十文字町字海道下四六番三地先から二三番一地先まで		一一・〇〇〇〜二六・〇〇〇	〇・一〇八

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年九月十五日から同月二十八日まで

三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
大館市長走字陣場四百三十番のうち	土 地	一、九七六・二二平方メートル

秋田県告示第六百八十号
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年九月十五日

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
その他
河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十

九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。
秋田県告示第六百八十一号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十八年九月十五日
秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 能代市字悪戸三十五番地の六 株式会社丸伸運送 代表取締役 工藤 伸 一	道路の位置の指定箇所 能代市河戸川字南西山百六十八番の一の内、 百六十九番一の内、百七十番の内	道路の延長 六三・八四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年八月三十日
---	---	--------------------	----------------	---------------------

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年九月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、一一六
三分の一の数 二二五、九六五

秋選管告示第八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年九月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別
秋田市 八五、〇三〇
能代市 一四、五四一
横手市 一〇、八二五
大館市 一七、九〇九
本荘市 一二、一五四
男鹿市 八、一九〇
湯沢市 九、二二七
大曲市 一〇、五六七
鹿角市鹿角郡 一二、三一四
北秋田郡 一七、六三五
山本郡 一三、〇六五
南秋田郡 一九、六九一
河辺郡 五、一三〇
由利郡 二〇、五四六
仙北郡 三一、三三〇

平鹿郡 一八、一八〇
雄勝郡 一二、二六七

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月十五日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則
規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一大館市の項の前に次のように加える。

能代市	
議会事務局	局長、事務次長
市長部局	部長、局長、国体室長、主幹、次長、主管、課長、参事、分室長、室長、総務課秘書係長、総務課行政係長、総務課職員係長、財政課財政係長、総務課において秘書又は職員団体の事務を担当する主査
本庁 会計課	課長
教育委員会事務局	教育長、教育次長、主管、課長、参事、所長、教育総務課庶務係長
選挙管理委員会事務局	局長
監査委員事務局	局長
農業委員会事務局	局長
診療所	所長、事務長
給食センター	所長

出先機関	公民館	図書館	公民館
公立小学校	校長	館長	館長
常磐小学校	校長	館長	館長
及び常磐中学校地域連	校長、教頭、事務長		
施設設	施設長		

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsubara-ryu.co.jp

印刷者 松原繁雄